

議第87号

高山市個人情報保護法施行条例について

高山市個人情報保護法施行条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い制定しようとする。

高山市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求をして、当該開示請求に係る保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関（法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、経済的困難により自己の特定個人情報の写しの交付に要する費用を納付する資力がないと認めるときは、当該費用を免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(不開示理由がなくなる期日の明示)

第6条 実施機関は、法第82条の場合において、当該開示請求に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定（法第79条の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該決定を含む。）をしたときに、開示できない理由又は開示できない理由がなくなる期

日をあらかじめ明示することができる場合は、その期日を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高山市個人情報保護審査会条例（令和4年高山市条例第号）第2条に規定する高山市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、法に基づく個人情報保護制度の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 高山市個人情報保護条例（平成12年高山市条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に業務により知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報に関する旧条例第3条第2項、第28条第2項及び第28条の2第3項の規定による義務については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する開示、訂正又は削除及び目的外利用又は外部提供の中止については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

6 高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(秘密保持義務等) 第14条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、 <u>高山市個人情報保</u>	(秘密保持義務等) 第14条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、 <u>個人情報の保護に</u>

護条例（平成12年高山市条例第15号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 （略）

関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 （略）